ᄨᄓᆇᆇᄷᄜᆂᆇᇧᇫᅩᅩᆄᆌᆇᇩᄹᇰᄧᄼᆄᆋᅶᇋᄩᅩᅩᇬᄱᄜ	FIRET 'P 전 MOTHER OF THE SET OF
暗号資産等関連デリバティブ取引業に係る緊急時対応に関する規則	「暗号資産等関連デリバティブ取引業に係る緊急時対応に
(2020年4月24日 樹 安)	関する規則」に関するガイドライン
(2020年4月24日制定) (2024年2月0日	(2020年4月24日制定)
(2024年2月9日 一部改正) (2024年10月25日 一部改正)	(2024年2月9日 一部改正) (2024年10月25日 一部改正)
(2024年10月23日 即改正)	(2024 平 10 / 1 25 日
第1章 総則	
(目的)	
第1条 本規則は、第一種会員(デリバティブ)が行う暗号資産等	第1条関係
関連デリバティブ取引に係る業務において生ずる緊急事態へ	暗号資産等関連デリバティブ取引業に該当しない暗号資産取引
の対応方法(以下、「コンティンジェンシープラン」という。)	(資金決済法暗号資産交換業を除く。) に関しても、例えば、暗号資
並びにシステム障害発生時の対応に関する基本的な事項を定	産の貸借サービス等、顧客保護を図る必要のある取引については、当
めることを目的とする。	該取引によって顧客に生じ得るリスクの内容に応じ、本規則の定めに
	従って対応する必要があります。
(対応の原則)	
第2条 第一種会員(デリバティブ)は、緊急事態が発生した場合	
には、人命の救出と保護を最優先とし、対応しなければなら	
ない。	
(事前準備)	
第3条 第一種会員(デリバティブ)は、緊急事態の発生に備え、	
緊急時における指示・命令系統、 情報伝達経路、避難誘導路	
及び避難場所等の確保及び重要資産の保全方法を定め、実践	
を想定した訓練に努めなければならない。	
(事後処理)	
第4条 第一種会員(デリバティブ)は、緊急事態対応が終結し次	
第、状況を調査・分析し、平常業務に戻れるよう適正な事後	
処理に努めなければならない。	
第 2 章 コンティンジェンシープラン	
 (コンティンジェンシープランの策定)	
第5条 第一種会員(デリバティブ)は、コンティンジェンシープ	
ランを策定し、緊急時体制を構築しなければならない。また、	
コンティンジェンシープランの策定及び更新を行うにあたっ	
ては、取締役会等による承認を受けなければならない。	
2 第一種会員 (デリバティブ) は、以下の事項に留意して、コ	
ンティンジェンシープランの策定に努めなければならない。	
(1)客観的な水準が判断できるもの(例えば「金融機関等に	
おけるコンティンジェンシープラン(緊急時対応計画)	
策定のための手引書」(公益財団法人金融情報システムセ	
ンター編))を根拠として、 コンティンジェンシープラン	
を策定すること。	
(2)想定する事態に関し、次に掲げる事項を含めて策定する	
こと。	
イ. サイバー攻撃	
ロ. 災害・パンデミック	
ハ、会員の内部又は外部に起因するシステム障害	
ニ. 情報漏えい事案等	
(3)バッチ処理が大幅に遅延した場合など、十分なリスクシ	
ナリオを想定すること。 3 第一種会員 (デリバティブ) は、他の暗号資産等関連デリ	
3 初 性玄貝(/) / * / イ / / は、他の帕万貝佐寺渕建アリ	<u> </u>

バティブ取引業者その他の金融機関等におけるシステム障害 等の事例及び金融庁による業務改善命令等における事例、中 央防災会議等の検討結果等を踏まえて、想定するシナリオを 適宜見直し、コンティンジェンシープランを更新しなければ ならない。

(指示・命令系統)

- 第6条 第一種会員 (デリバティブ) は、緊急事態に対処するため の指示・命令系統及び情報伝達経路、対応手順その他緊急時 対応として必要な事項を文書にまとめ、あらかじめ役職員に 提示し、理解させなければならない。
 - 2 前項の指示・命令系統及び情報伝達経路は、主たるルート が機能しない場合に備え、指示・命令を行うべき者が不在の 場合の代行者の順位及び代替ルートなど、緊急時対応に必要 な機能を維持するための備えを確保しなければならない。

(関係機関との連絡)

- 第7条 第一種会員(デリバティブ)は、緊急事態の発生時に連絡 を取るべき関係機関を洗い出し、当該機関への連絡担当者及 び連絡方法を記した書面を作成し、緊急時対応に関わる役職 員に交付する。
 - 2 第一種会員(デリバティブ)は、関係機関に対し、緊急事 態発生時の会員との交信手段及び連絡担当者を提示するな ど、緊急時における関係機関との連絡体制の構築及びメンテ ナンスに努めなければならない。
 - 3 協会との連絡については、協会が指定する届出書の提出を もって行うものとする。

第7条第1項関係

緊急時における関係機関との連絡体制を取りまとめ、対象とする 機関との連絡を取り合う役職員に連絡先、連絡方法などの必要事項を 伝えて、臨機に行動できるようにする必要があります。役職員への連 絡先等の情報伝達の方法は書面をもって行うことを基本としますが、 合わせて電磁的方法をもって伝達することも支障はありません。(停 電時など電子ファイルが取り出せない事態及び電磁的方法が利用で きない事態も想定することが肝要です。)なお、関係機関への連絡方 法については、相手方の機関の指定する方法を優先することとなりま すが、指定する方法によることが困難な場合や複数の方法を確保する ことが必要であると判断した場合には、当該機関と相談し、具体的な 方法を取り決めます。協会への連絡については、原則として、別途、 協会が指定する方法により行ってください。(システム障害報告につ いては、第 15 条の規定に従い、当局への報告書の写しに協会が指定 する表紙を付けて提出することとします。)

(訓練)

- 第8条 第一種会員(デリバティブ)は、コンティンジェンシープ ランに基づく訓練を定期的に実施しなければならない。
 - 2 第一種会員 (デリバティブ) は、全社レベルにて、コンティ ンジェンシープランに基づく訓練を行わなければならない。
 - 3 第一種会員(デリバティブ)は、暗号資産等関連デリバテ ィブ取引に係る業務に関して外部委託先等を利用している場 合には、前項の訓練については、外部委託先等と合同で実施 することに努めなければならない。
 - 4 第一種会員(デリバティブ)は、必要に応じて、業界横断的 な演習への参加に努めなければならない。

第 8 条関係

会員において策定したコンティンジェンシープランについては、 時間的制約やコンピュータ資源等の実効性を確認するため、あるいは ほかの暗号資産等関連デリバティブ取引業者等におけるシステム障 害等の事例を踏まえ、想定シナリオを適宜見直し、訓練を実施する必 要があります。また、暗号資産等関連デリバティブ取引業者の間での 取引量が増大するにつれて、決済に伴うリスクも増大するため、業界 横断的な演習を実施することがより重要となります。

(バックアップ)

- 第9条 第一種会員(デリバティブ)は、業務への影響が大きい重|第 9 条第1項関係 要なシステムについて、災害、システム障害等が発生した場 合にも、速やかに業務を継続できる体制を整備しなければな
 - 2 第一種会員(デリバティブ)は、暗号資産等関連デリバテ ィブ取引の取引システムについては、メインシステムと並行 運用するバックアップシステムを設置するなど、メインシス テムの予期せぬ停止時においても速やかに売買取引が再開で きるように努めなければならない。

業務継続の体制整備の方法としては、例えばメインシステムとは 異なる系統を利用したバックアップ用のシステムを遠隔地に設置す るなどの方法が望ましいと考えられますが、これに限るものではあり ません。

第 3 章 システム障害等への対応	
第3章シベノム陸音寺への利心	
(システム障害の発生時の対応) 第10条 第一種会員(デリバティブ)は、システム障害等が発生した場合には、顧客に対し、無用の混乱を生じさせないよう適切な措置を講じなければならない。	
 (障害発生への対応準備) 第11条 第一種会員(デリバティブ)は、システム障害等の発生に備え、最悪のシナリオを想定した上で、必要な対応を行う体制を整備し、役職員への教育及び訓練を実施しなければならない。 2 第一種会員(デリバティブ)は、システム障害等の発生に備え、外部委託先を含めた報告体制、指揮・命令系統を明確にしなければならない。 3 第一種会員(デリバティブ)は、システム障害等の発生に備え、ノウハウ・経験を有する人材をシステム部門内、部門外及び外部委託先等から速やかに招集するために事前登録するなど、応援体制を明確にしなければならない。 	
(サイバー攻撃時の対応) 第12条 第一種会員(デリバティブ)は、サイバー攻撃を受けた場合には、被害の拡大を防止するために、その必要に応じて、次の各号の措置を速やかに講じなければならない。 (1)攻撃元の IP アドレスの特定と遮断 (2)DDoS 攻撃に対して自動的にアクセスを分散させる機能 (3)システムの全部又は一部の一時的停止	
 (発生報告) 第13条 第一種会員(デリバティブ)は、業務に重大な影響を及ぼすシステム障害等が発生した場合に、速やかに代表取締役をはじめとする取締役に報告するとともに、報告に当たっては、最悪のシナリオの下で生じうる最大リスク等を報告する態勢としなければならない。 2 第一種会員(デリバティブ)は、必要に応じて、対策本部を立ち上げ、代表取締役等自らが適切な指示・命令を行い、速やかに問題の解決を図る態勢としなければならない。 	
(顧客への対応) 第14条 第一種会員(デリバティブ)は、システム障害等が発生した場合、障害の内容・発生原因、復旧見込等について速やかに公表するとともに、顧客からの問い合わせに的確に対応するため、必要に応じて、コールセンターや相談窓口の設置、協会に対応を依頼するなどの措置を迅速に行わなければならない。 2 第一種会員(デリバティブ)は、システム障害等の発生に備え、関係業務部門への情報提供方法、内容を明確にしなければならない。	
 (再発防止) 第15条 第一種会員(デリバティブ)は、システム障害等の発生原因の究明、復旧までの影響調査、改善措置、再発防止策等を的確に講じなければならない。 2 第一種会員(デリバティブ)は、システム障害等の原因等 	

の定期的な傾向分析を行い、それに応じた対応策をとらなけ	
ればならない。	
3 第一種会員(デリバティブ)は、システム障害等の影響を極	
小化するために、例えば障害箇所を迂回するなどのシステム	
的な仕組みを整備しなければならない。	
第 4 章 届出等	
(システム障害等の当局への連絡等)	
第 16 条 第一種会員 (デリバティブ) は、次の各号に係るコンピュ	
ータシステムの障害やサイバーセキュリティ事案が発生した	
場合には、その発生を認識次第、直ちに、その事実を当局及	
び協会に報告しなければならない。ただし、第一種会員(デ	
リバティブ)の一部のシステム・機器にこれらの影響が生じ	
ても他のシステム・機器が速やかに交替することで実質的に	
はこれらの影響が生じない場合を除く。	
(1) 暗号資産等関連デリバティブ取引業に関する業務に遅	
延、停止等が生じているもの又はそのおそれがあるもの。	
(2)その他業務上、(1)に類すると考えられるもの。	
2 第一種会員(デリバティブ)は、前項の報告の後、速やかに	
所定の「障害発生等報告書」を作成し、当局に提出するほか、	
その写しを協会に提出しなければならない。	
3 第一種会員(デリバティブ)は、発生したシステム障害等	
の復旧時及び原因解明時には改めてその旨を当局及び協会に	
報告しなければならない。	
4 第一種会員(デリバティブ)は、システム障害の原因の解	
明がされていない場合でも、第1項の報告後、1か月以内に、	
その現状について、当局及び協会に報告しなければならない。	
5 第一種会員(デリバティブ)は、システム障害が発生して	
いない場合であっても、サイバー攻撃の予告がなされ、又は	
サイバー攻撃が検知される等により、顧客や 業務に影響を及	
ぼす、又は及ぼす可能性が高いと認められるときは、当局及	
び協会に報告しなければならない。	
6 第一種会員(デリバティブ)は、重大なシステム障害等の	
発生理由が会員内部に起因する場合にあって、自らが定める	
処分規定に基づき関係する役職員を処分した場合には、その	
結果を協会に報告しなければならない。	
附則(2020年4月24日決議)	附則(2020 年 4 月 24 日決議)
この規則は、2020 年 5 月 1 日から施行する。	このガイドラインは、2020 年 5 月 1 日から施行する。
I many the control of	

附則 (2024年5月10日決議)

この規則は、2024年10月25日から施行する。

附則 (2024年5月10日決議)

この規則は、2024年 10月 25日から施行する。